

## 坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第37号

条件付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務委託条件付一般競争入札（事後審査方式）試行要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

令和6年12月12日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石川 清

### 1 業務概要等

別紙1「入札対象案件」のとおり

### 2 設計金額等

別紙1「入札対象案件」のとおり

### 3 入札参加形態

別紙1「入札対象案件」のとおり

### 4 入札参加資格要件

別紙1「入札対象案件」のとおり

### 5 支払条件

別紙1「入札対象案件」のとおり

### 6 入札の方法

この入札は、本告示に定める入札参加資格要件を満たしていれば、条件付一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出することにより入札に参加することができ、開札後に、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）から順に条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出を求め、資格審査の結果、適格者を落札者と決定する「事後審査型」方式で行う。

なお、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領に基づき、郵便入札の形態で執行するものとする。

### 7 設計図書等

入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次により取得するものとする。なお、設計図書等が取得できない場合は、総務課まで問い合わせること。

#### (1) 掲載方法

組合ホームページ「入札・契約情報」のページに掲載する。

(2) 掲載期間

令和6年12月13日（金）午前9時から

令和6年12月20日（金）午後4時まで

(3) 設計図書等の形態

設計図書等の形態（ファイル形式）は、PDF、MS-WORD又はMS-EXCELとする。

8 入札参加の申請

入札に参加を希望する者は、参加申請書を次に掲げる期間にメールにより提出しなければならない。メール以外の申請については認めないものとする。また、メールによる受付完了の返信受領を持って、参加申請手続きの完了とみなすものとする。

(1) 申請期間

令和6年12月13日（金）午前9時から

令和6年12月20日（金）午後4時まで

(2) 提出先

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

メールアドレス nyuusatsu@stgesui.or.jp

(3) 参加申請書

参加申請書の様式は、設計図書等を含め組合ホームページに掲載する。

9 現場確認及び縦覧資料閲覧

入札参加申請をした者で、現場確認及び縦覧資料閲覧を希望する者は、事前に連絡をすることとする。

(1) 実施期間及び実施日時

令和6年12月13日（金）午前9時から

令和6年12月20日（金）午後4時まで

（ただし、土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 実施場所

埼玉県坂戸市大字石井1336番地1（石井水処理センター）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 維持管理課

(3) 縦覧資料

ア 運転月報

イ 設備点検月報

ウ 法定自主点検（定期点検）報告書

- エ 維持管理・水質試験月報
- オ 日報（運転・水質試験）
- カ 設備台帳
- キ 故障報告書
- ク 完成図書

## 1 0 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。

### (1) 質問の方法

#### ア 受付期間

令和6年12月13日（金）午前9時から

令和6年12月23日（月）午後4時まで

#### イ 受付方法

指定の様式により、前記の受付期間内に郵送にて提出する。

なお、暫定的にメールでも質問の受付を行う。この場合は、開札日までに原本を郵送にて提出すること。

#### ウ 提出先

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

メールアドレス [nyuusatsu@stgesui.or.jp](mailto:nyuusatsu@stgesui.or.jp)

### (2) 回答の方法

#### ア 回答方法

質問に対する回答については、質問者名を伏して、次により掲示する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

#### イ 掲示期間

令和7年1月6日（月）から

令和7年1月14日（火）まで

#### ウ 掲示場所

坂戸、鶴ヶ島下水道組合入札情報掲示板（坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎内掲示板）及び組合ホームページ「入札・契約情報」のページに掲示する。

## 1 1 入札執行の日時等

### (1) 提出期限

令和7年1月14日（火）まで（郵送※必着）

### (2) 提出先及び提出方法

別紙2「郵便入札について」のとおり

(3) 開札日時

別紙1「入札対象案件」のとおり

(4) 開札場所

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 総務課

(5) 入札回数

1回限りとし、再度入札は行わない。

(6) 入札金額見積内訳書の提出

入札に際し、入札書の提出と同時に入札金額見積内訳書の提出を求める。

なお、入札金額見積内訳書の提出がない場合、又は、入札金額見積内訳書の合計額と入札書記載の金額が一致しない場合は、当該入札を無効とする。

(7) 入札保証金

入札保証金については、免除とする。

(8) 落札候補者の決定方法

落札候補者は、組合が設定する予定価格以内で最低の価格をもって入札した者とし、開札日当日に該当者へ電話で連絡する。

なお、落札候補者となるべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、別紙3「くじによる落札者（落札候補者）の決定方法について」のとおり、くじを執行するものとする。

## 1.2 入札参加資格の事後審査

落札候補者となった者は、落札候補者を決定した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く）に確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）を持参により総務課へ提出し、審査を受けなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とし、その者以外の落札候補者で再度くじを執行し、落札候補者を決定する。

審査については、入札参加資格事後審査委員会（以下「事後審査委員会」という。）を設置して行うものとし、事後審査委員会を構成する委員長及び委員は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合工事請負業者等指名委員会規程に基づく坂戸、鶴ヶ島下水道組合工事請負業者等指名委員会の委員長及び委員をもってこれに充てるものとする。

(1) 条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書の添付書類は次に掲げるものとする。

ア 受託実績が確認できる契約書等の写し

- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程による直近の現況報告書の写し
- ウ 総括責任者及び有資格者として記載された者については、保有免許等が確認できる合格証明書等の写し
- エ 共同企業体協定書の写し（共同企業体として参加する場合に限る）

### 1.3 落札者の決定

前項の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、契約締結に必要な説明を行うものとする。また、他の入札参加者への通知は、組合ホームページの入札結果の掲載をもって代えることとする。

### 1.4 契約保証金

落札者となった者は、契約の締結と同時に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則（以下「契約規則」という。）の規定により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

### 1.5 契約条項等

- (1) 要領、契約規則及び約款は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 本委託業務の契約締結後、業務履行開始に係る引継ぎについては、現行委託業務の受託者と連携を図り、その費用については受託者間で協議し負担するものとする。

### 1.6 その他

- (1) 入札に際しては、設計図書等、入札参加者心得書、約款及び現場等を熟知のうえ参加すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者又はその代理人の開札への立ち合いはできないものとする。
- (4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。

## 入札対象案件

業務委託名	水処理センター等維持管理包括的業務委託
業務委託場所	石井水処理センター外7施設
契約期間	令和7年2月3日から令和10年3月31日まで
実施期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水処理センター等の運転操作、監視、記録</li> <li>・ 水処理、汚泥処理に伴う処理工程の管理及び水質等の試験業務</li> <li>・ 巡視点検及び保守点検整備等の設備管理業務全般</li> <li>・ 設備機器の定期的点検試験</li> <li>・ 設備機器の補修</li> <li>・ 建物の管理及び清掃</li> <li>・ 環境測定</li> <li>・ 運転管理に必要な物品の調達及び管理</li> <li>・ 環境整備</li> <li>・ 処理場関連施設の管理等業務</li> <li>・ その他上記業務の関連指示事項</li> </ul>
設計金額	2,247,443,000円 ※消費税及び地方消費税（10%）含む。
予定価格	入札後に公表する。
最低制限価格	設定しない。
入札参加形態	単独企業又は共同企業体。ただし、単独企業として入札参加する場合は、共同企業体の構成員となれない。
入札参加資格要件	<p>告示日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、告示日から入札日までの間に、本件の入札参加資格要件を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。</p> <p><b>【単独企業希望者・共同企業体希望者共通事項】</b></p> <p>(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) この工事の公告の日から落札決定までの間に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号）に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成9年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。</p> <p>(4) 雇用保険・健康保険及び厚生年金保険への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。</p> <p><b>【単独企業として参加する場合】</b></p> <p>(1) 令和5・6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等入札参加業者資格者名簿の「物品・その他」にて「下水道施設運転管理（処理場）」及び「下水道施設運転管理（ポンプ場）」に登録されている者であること。</p> <p>(2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）による登録業者であること。</p>

入 札 参 加 資 格 要 件	<p>(3) 標準活性汚泥法を用いた処理能力30,000立方メートル/日以上の水処理施設及び濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設を併せた一連の下水道終末処理場維持管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、3年以上連続した履行実績を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30パーセント以上のものに限る。</p> <p>(4) 業務を実施するために必要となる次の有資格者をそれぞれ一名以上常駐かつ専任で確保できる者であること。なお、それぞれの有資格者は兼務を可とし、次号に定める総括責任者との兼務はできない。</p> <p>ア 下水道法第22条第2項で規定する資格条件を有する者</p> <p>イ 消防法で規定する危険物取扱者（乙種第4類）の資格を有する者</p> <p>ウ 労働安全衛生法で規定する、酸素欠乏硫化水素危険作業主任者並びに特定化学物質作業主任者の資格を有する者</p> <p>エ 電気事業法で規定する電気主任技術者（第3種）の資格を有する者</p> <p>オ 電気工事士法で規定する第1種電気工事士の資格を有する者</p> <p>カ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に規定する大気関係第1種の資格を有する者</p> <p>キ その他業務履行上必要な資格を有する者</p> <p>ク その他労働安全衛生上必要と認められる資格を有する者</p> <p>(5) 本委託業務の実施にあたり、総括責任者として次の全ての条件を満たし常駐かつ専任で石井水処理センターに配置できる者であること。</p> <p>ア 下水道法第22条第2項に規定する資格条件を有する者</p> <p>イ 標準活性汚泥法による下水道終末処理場において3年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>【共同企業体として参加する場合】</b></p> <p>(1) 共同企業体の構成員は2者とする。ただし、共同企業体の構成員は、本件入札に係る他の共同企業体の構成員となれない。</p> <p>(2) 共同企業体の運営形態は、共同管理方式とする。</p> <p>(3) 代表構成員を選定し、その出資比率は50パーセント以上であること。</p> <p>(4) 代表構成員以外の構成員の出資比率は30パーセント以上であること。</p> <p>(5) 全構成員は、前項「【単独企業として参加する場合】」の(1)及び(2)の資格要件を満たすこと。</p> <p>(6) 代表構成員は、前項「【単独企業として参加する場合】」の(3)及び(5)の資格要件を満たすこと。</p> <p>(7) 共同企業体として、前項「【単独企業として参加する場合】」の(4)の資格要件を満たすこと。</p> <p>(8) 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法を用いた処理能力300立方メートル/日以上下水道終末処理場における維持管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、3年以上連続した履行実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30パーセント以上のものに限る）。</p>	
	支 払 条 件	前 払 金
	中 間 前 払 金	無
	部 分 払	有 部分払の支払い方法は、令和7年4月1日以降、毎月末締め均等払いとし毎月末ごとに受注者からの請求に基づき支払う。また、毎月の請求額は、契約金額のうち税抜額を36で除した額に消費税等を付加するものとし、1円未満の端数があるときは切り捨て、その端数の合計額は、各年度初回の請求金額に加えて請求するものとする。
	開 札 日 時	令和7年1月15日（水） 午前9時00分
	担 当 課	維持管理課

## 郵便入札について

入札は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領に基づき、郵便入札の形態で執行することとし、その手続きについては以下のとおりとする。

### 1 提出方法及び提出先

「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法にて提出期間中に坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課あて郵送すること。郵送以外の方法により提出された入札書については無効とする。

### 2 入札に必要な書類

#### (1) 入札書

ア 組合ホームページから所定の入札書をダウンロードし作成すること。

イ 郵送での入札のため、必ず坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対して契約権限を有する者の名前、印鑑(契約印)で作成すること。契約権限を有する者以外の入札書は、その入札を無効とする。

ウ 入札日については、入札書を作成した日を記入すること。

#### (2) 内訳書

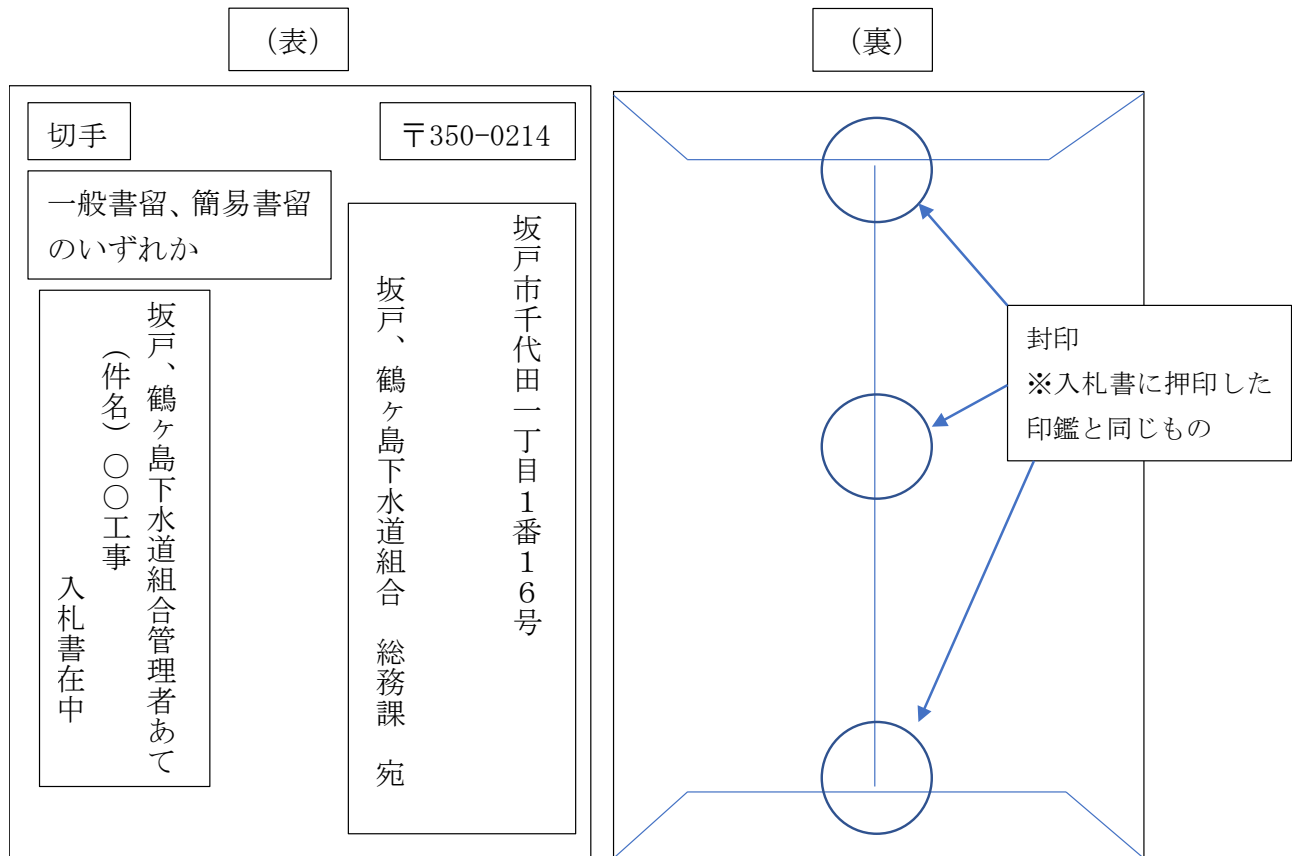
組合ホームページから所定の入札書等をダウンロードし作成すること。

#### (3) 封筒

入札書及び内訳書は、1つの封筒に入れ、封筒は長形3号封筒を使用すること。また、郵送する封筒には、余白欄に「坂戸、鶴ヶ島下水道組合 管理者あて (件名) ○○業務 入札書在中」を朱書きすること。

※ 封筒は事業者名記載のもの(手書き可)を使用すること。





※件名：水処理センター等維持管理包括的業務委託

### 3 その他

- (1) 入札書を郵送後は、辞退することはできない。
- (2) 入札を辞退する場合は、令和7年1月14日（火）午後5時までに辞退届を坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課あてメール又はFAXにより提出すること（必着）。提出後は電話で到達確認すること。

メールアドレス：nyuusatsu@stgesui.or.jp

FAX：049-289-8988

電話：049-283-2051

辞退届における入札年月日は、開札日とする。なお、右上の日付については提出日とする。

- (3) 今回の郵送入札は、入札参加者又はその代理人の開札への立ち合いはできないものとする。

## くじによる落札者（落札候補者）の決定方法について

- (1) 入札書に3桁の任意のくじ番号を入力する。記載が無い場合は「000」とみなす。
- (2) 同一価格の入札者のくじ番号を合算し、同一価格の入札者数で除したのち、余りを求める。
- (3) 同一価格の入札者に対して、入札参加資格申請の際に組合が付した業者番号の昇順に0から順位を付与する。
- (4) (2) で求めた余りと (3) で付した順位が同じものを落札者候補者とする。

## &lt; 例：5社のくじとなった場合 &gt;

業者名	くじ番号 (1)	入札参加資格申請番号	左記昇順位 (3)
A社	1 2 3	1 0 3 9	0
B社	4 5 6	1 1 4 6	1
C社	7 8 9	1 2 9 7	2
D社	1 4 7	1 3 0 9	3
E社	3 6 9	1 4 5 8	4 (落札) (4)
計 5社	1 8 8 4	余りの計算 $1884/5 = (376 \times 5) + 4$ よって <u>余りは4</u> (2)	

※上記により、事後審査を行った結果、E社が不適格となった場合

- ・ E社を除く4社の合計数字 (1 5 1 5) を4で除した余り  
 $1515/4 = (378 \times 4) + 3$  よって余りは3 順位3番のD社が次位

以後、同様に繰り返し